

# 高齢者虐待防止のための指針

医療法人向陽会  
介護老人保健施設うきは

## 基本方針

- ・ 利用者の尊厳と権利の尊重  
全ての利用者に対して、人格と個性を尊重し、その尊厳を保持するため、虐待防止に努めます
- ・ 連携体制の確立  
多職種の職員が協力して、虐待防止に努めます。また、医療、行政等の関係機関とも連携し、情報共有を図り、総合的な支援体制を構築します。
- ・ 職員の意識啓発  
全職員に対して、虐待に関する研修を定期的実施し、虐待の早期発見と防止に関する意識を高めます。
- ・ 透明性の確保  
虐待に関する規定や対応基準を明確にし、職員だけでなく、利用者や家族にも周知徹底します。

## 委員会・組織に関する事項

- ・ 虐待防止委員会の設置  
虐待防止委員会を設置し、定期的に虐待の発生状況や対策について議論します。
- ・ 担当者の指名  
虐待に関する相談窓口となる担当者を指名し、体制を整備します。

## 研修に関する事項

- ・ 新任職員研修  
入職時に、虐待防止に関する研修を義務付けます。
- ・ 定期研修  
全職員を対象に、年1回以上の虐待防止に関する研修を実施します。
- ・ e-learning の活用  
オンラインシステムを活用し、職員がいつでもどこでも学習できる環境を整えます。

## 虐待が発生した場合の対応

- ・ 早期発見

職員は、利用者の身体的、精神的な変化に注意を払い、虐待の可能性がある場合は、速やかに担当者に報告します。

- ・ 報告体制

担当者は、報告を受けた内容を虐待防止委員会に報告し、適切な対応を検討します。

- ・ 事実確認

虐待の可能性がある場合は、聞き取り調査などを行い、事実関係を明らかにします。

- ・ 応急措置

被害者の安全確保を最優先し、必要な医療機関への連絡や警察等への通報を行います。

- ・ 記録の保存

虐待に関するすべての記録を保存し、証拠として活用できるようにします。

- ・ 行政への報告

法律に基づき、行政機関への報告を行います。

## 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者や家族に対して、制度の説明、必要な相談支援を行います。

## 相談・苦情解決方法に関する事項

- ・ 相談窓口の設置

利用者や家族からの相談・苦情をいつでも受け付ける窓口を設置します。

- ・ 迅速な対応

相談・苦情を受けた場合は、速やかに調査し、適切な対応を行います。

- ・ 第三者機関への依頼

必要に応じて、第三者機関に調査を依頼します。

## その他

- ・ 定期的な見直し

指針、取り組みの内容を定期的に見直し、改善を行います。

- ・ 外部機関との連携

警察、市町村など、外部機関との連携体制を構築します。